

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 12 月 16 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 6 時 38 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、安齋副委員長、酒井 (隆裕)・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、濱本委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成27年度行政評価（事業評価）の実施結果について」

○（総務）企画政策室安部主幹

平成27年度行政評価（事業評価）の実施結果につきまして、配付しております資料に基づきまして報告いたします。

資料1をごらんください。

1 ページ、まず、「1 行政評価の目的」であります。これは昨年度と同じ内容ですが、二つ目の段落にありますように、行政評価をツールとして活用し、一つには、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図ること、二つ目には、継続して業務の改善と改革を図るPDCAサイクルの確立により持続可能な自治体経営につなげることを目的に実施いたしました。

次に、「2 平成27年度の評価内容」の「（1）評価の対象」につきましては、今年度を実施する事業のうち、人件費や扶助費などの義務的経費や、一般管理経費などを除いた552事業を対象事業といたしました。このうち、今年度の評価を実施した事業は、平成24年度から26年度までに評価を実施した事業や、統一的な見直しの観点の整理が必要として評価対象としなかった団体等に対する負担金・交付金・補助金、それから、今年度の新規事業や今年度限りで終了する事業を除き、実施いたしました。その結果、今年度は、54事業の評価を行いました。

「（2）評価の視点」につきましては、各事業について、市が実施する必要性・公共性などの妥当性等、ほかの関連事業との比較や情勢変化などからの優先性・緊急性、事業の目的に対する有効性、事業を実施する上での効率性の四つの視点から点検を行いました。

その具体的な実施方法といたしまして、次のページの「（3）評価の実施方法」ですが、各部局において事業評価調書を作成することにより自己評価を行う一次評価、それから、庁内総合評価として評価結果を確定させる二次評価を実施いたしました。

次に、「（4）公表」であります。各事業の目的や必要性のほか、現状や課題に対する市民の皆さんの理解を深めていただけるよう、結果の概要をまとめた集計表と事業評価調書を公表することとし、今回、配付いたしました資料の内容全てにつきまして市のホームページに掲載しております。

次に、「3 評価結果」ですが、評価結果につきましては、評価対象事業の中・長期的な観点も含めた今後の方向性とし、まして、「休廃止・終了」「縮小」「拡充」「要改善」「現状維持」の区分で評価を行いました。この評価結果の区分ごとに、評価対象54事業の一次評価と最終的な二次評価との比較をいたしますと、資料に掲載しております表のとおりとなっております。

次に、資料2、結果一覧表は、事業評価調書の項目を抜粋し、評価結果の概要として取りまとめたものです。

また、資料3、事業評価調書は、実際に評価作業に用いた評価調書で、各事業の点検内容、評価内容や判断理由などについての詳細を記載しております。

なお、今回の評価結果につきましては、既に各部に対しまして、新年度の予算要求も含め、評価内容に添った事業の見直しなどを行うよう通知を行っております。

○委員長

「「過疎地域自立促進市町村計画」（素案）の策定について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

平成28年度から32年度までの過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画の素案の策定について、配付しております資料1-1に基づき報告いたします。

過疎計画を策定することにつきましては、さきの第3回定例会総務常任委員会で報告いたしましたが、資料1ページ、上の枠囲み、下線部分にありますとおり、このたび北海道後志総合振興局との事前協議が終了したことから、素案として取りまとめたものでございます。

なお、この素案につきましては、現在、平成28年度予算編成作業中であることから、今後、新たな事業が掲載される場合がございます。

資料1ページのそのほかの部分につきましては、第3回定例会で報告しましたとおりですが、過疎計画の策定義務は廃止されましたが、総合計画等を基に過疎債など財政上の特別措置を活用するため、引き続き策定することとしたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、「②計画本文について」ですが、この素案は、現在の過疎計画から基本的な考え方や方向性に変更はありませんが、人口統計などのデータ更新のほか、総合計画、過疎計画策定後の状況の変化や新たな取組について、両計画との整合性を踏まえながら、必要な加除修正を行ったものでございます。

「③登載事業について」、ハード事業では、過疎法で規定する過疎債対象施設に該当する事業は全て登載するなどの事業登載の考え方を示しております。

「④平成28年度以降の新規事業について」ですが、この素案は、総合計画後期実施計画に基づき事業を登載していますが、新たに実施する事業については、各年度の予算議論を経て、過疎計画の変更により対応することとしております。

なお、冒頭に申し上げましたが、平成28年度当初予算における新たな事業で、過疎計画への位置づけが必要な場合は、平成28年第1回定例会へ提出予定の過疎計画議案に反映することとしております。

次に、「（4）今後のスケジュールについて」ですが、12月7日から1月6日までパブリックコメントを実施するとともに、並行して北海道本庁との事前協議や平成28年度予算との照合作業を行い、その後実施する2月中の北海道本庁との正式協議を経て、28年第1回定例会へ議案として提出する予定としております。

1枚おめくりいただきまして、3ページには計画の概要を示しておりますが、構成などは、現在の計画と変更はございません。

さらに1枚おめくりいただきまして、4ページには素案における主な変更点をまとめております。

まず、「1 基本的な事項」では、主に統計数値などの時点更新を行っておりますが、「（4）地域の自立促進の基本方針」では、総合計画を基にしていることから、大きな変更はございません。

以下、「自立促進計画の推進」では、5ページにかけまして国が定める施策部分ごとに主な変更点をまとめておりますので、ごらんいただければと考えております。

それから、5ページの下の方の表でございますけれども、②として平成29年度以降に実施予定の事業として、第3号ふ頭及び周辺再開発事業や旧日本郵船（株）小樽支店保存修理工事などを総合計画後期実施計画に基づきまとめたものでございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページには、参考1として過疎法による過疎債対象事業を、参考2では現在の過疎計画で終了した主な事業を掲載しております。

また、別冊の資料1-2は、素案としてまとめた計画本体でございます。

○委員長

「石狩湾新港臨港地区の変更（案）及び平成27年第3回石狩湾新港管理組合議会について」

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港臨港地区の変更（案）及び平成27年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会について、概要を口頭にて説明させていただきます。

石狩湾新港臨港地区の変更（案）につきましては、その概要を既に平成27年小樽市議会第3回定例会総務常任委員会において資料を配付いたし、変更場所の概要を報告させていただいたところでありますが、その後、石狩湾新港管理組合より、9月24日付けで協議事項として扱うこととして協議がありましたので、市といたしましては、本件について同意したいと考えております。

なお、今後につきましては、来年2月に開催予定の北海道都市計画審議会を経て、今年度には都市計画の変更がされる予定と聞いております。

続きまして、平成27年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月25日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

主な報告事項につきましては、26年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件であり、この件に関しては認定されました。

○委員長

「小樽市地域防災計画の修正（原子力災害対策の追加）について」

○（総務）小濱主幹

本市の地域防災計画の修正に係る原子力防災計画の追加について報告いたします。

地域防災計画の修正は、小樽市防災会議で審議をいただき、決定していくものでありますが、素案の内容、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

お手元に資料として小樽市地域防災計画の修正（原子力災害対策の追加）についてと素案全文を配付しておりますが、資料により説明いたします。

まず、「1 原子力災害対策策定の経緯」ですが、泊発電所から30キロメートル圏外、いわゆるUPZ外に立地する本市は、地域防災計画に原子力災害対策の作成を義務づけられてはおりません。しかし、福島第一原発事故を踏まえ、万が一の事態に備え、市民の安全・安心を図るとともに、原子力災害時に避難先を本市としている古平町住民が行う広域避難への支援について必要な措置を定めるため、地域防災計画に原子力災害対策を追加することとしてきたところであります。

UPZ外の防護対策については、国から考え方が示され、北海道の地域防災計画に防護対策が定められたことから、このたび本市の地域防災計画にも原子力災害対策を追加するため、防災会議の構成機関に御検討いただき、この素案を作成したものでございます。

「2 地域防災計画への位置付け」ですが、災害対策本部の組織をはじめとした災害対策については、自然災害などと共通の部分が多いことから、現行の小樽市地域防災計画に第7章として一つの章を設け、追加することとし、共通部分は他章に準じて行うこととしております。

次に、「3 素案の概要」でございますが、表題に箇条書にしております。

まず、「第1節 総則」には、計画の目的ですとか、事故などによる発電所施設の状況を示すレベルについての解説などについて規定しております。

次に、1枚おめくりいただきまして、2枚目をごらんください。

「第2節 原子力災害事前対策計画」では、連絡体制や備蓄物資、資機材の整備など、事前に行う対策を定めたものでございます。

「第3節 緊急事態応急対策計画」には、実際に災害が発生した際の応急活動の体制や防護措置などについて定めております。放射性物質が放出された場合には、国の指針で定める基準に基づき、国や北海道と連携した防護措

置を実施することとし、北海道の計画では、UPZ外の地域については、屋内退避を中心とされていることを踏まえて、屋内退避や万一の場合に備えての避難収容について定めております。

続きまして、「第4節 原子力災害中長期対策計画」ですが、こちらについては、風評被害の軽減ですとか、原子力災害の事後の対策を中心に定めております。

「第5節 広域避難者受入計画」ですが、原子力災害時には、古平町の住民の方々が本市を広域避難先としていらっしゃると思います。避難先については、市内のホテル等に行くことになるのですが、そこまでの受入れ態勢が整うまでの一時滞在場所として、市の指定避難所を開設し、そちらで避難者の受付、また、ホテル等の受入れ態勢が整うまでの受入れを行います。このため、開設や運営に当たっての応援体制や業務の内容について定めているところだと思います。

次に、「4 今後の予定」でございますが、本日御議論いただいた内容なども踏まえ、修正素案を来月開催予定の市防災会議事務担当者会議で示し、検討していただき、2月の防災会議で修正案について協議していただきたいというふうに考えております。

なお、防災会議で承認をいただければ、北海道に報告の上、公表するものです。

また、地域防災計画につきましては、常に最新の知見等による見直しや検討を行い、随時、必要な修正を行っていくものでありますので、計画策定後も、常に計画の見直しを行っていくものでございます。

○委員長

「歴史文化基本構想の策定と日本遺産認定申請について」

○（教育）生涯学習課長

歴史文化基本構想の策定と日本遺産認定申請について報告いたします。

本年10月19日、庁内政策検討会議におきまして、日本遺産認定申請とその前提条件となる歴史文化基本構想の策定を、小樽市総合戦略の呼び込むチカラの強化、実現に向けた取組として、教育委員会と市長部局の関係部が連携しながら進めていくことが了承されました。

今後、小樽市文化財審議会の御意見を伺い、歴史文化基本構想の策定に向けた庁内検討会議や策定委員会を設置し、まず歴史文化基本構想の策定のための調査に着手するなど、具体的な作業を進めてまいりたいと考えております。

教育委員会としましては、このプロセスそのものがまちづくりであり、児童・生徒を含む市民各界各層の参画の機会を確保するとともに、市民の皆様の御協力をいただきながら議論や検討を重ねてまいります。

なお、現時点でのイメージですが、資料として配付させていただきましたので、御参照ください。

まず、1、役割についてですが、文化財を担当する教育委員会とまちづくりを担当する市長部局、特に建設部や産業港湾部とが連携して取組を進めます。

2、展開方策についてですが、現在考えられるものを列挙しております。詳細については、今後、検討してまいります。

3、期間は、日本遺産認定まで足かけ5年と見込んでおります。

4、内容についてですが、日本遺産の内容となるストーリーは、本市においては多数存在すると見込まれますが、例示として「北海道近代化の拠点 おたる」を挙げております。

5、戦略効果についてですが、観光客の滞在時間の延長や教育旅行誘致の新展開などを可能とし、持続可能なまちづくりに寄与するものと考えております。

なお、小樽を語るストーリーの核となる重要文化財、旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事につきましては、本市の財政状況を勘案し、当初予定していた平成28年度着工が29年度へ1年繰延べとなりましたことをあわせて報告いたします。

○委員長

「小樽市消防音楽隊の廃止について」

○（消防）総務課長

小樽市消防音楽隊の廃止について説明いたします。

消防音楽隊は、昭和35年に発足し、消防の公式行事のみならず、国民体育大会の式典での演奏など、小樽主催のイベントに出動してまいりましたが、財政健全化の一環として、平成16年度からその活動を休止しております。事業休止後も、隊員たちはボランティア活動を続けてまいりましたが、隊員の確保や楽器の手入れ等も限界があり、平成21年度の演奏を最後に活動は行っておりません。このような状況から、音楽隊員とも協議を行ってまいりましたが、隊員の高齢化や楽器の演奏ができる隊員が12名しかおらず、音楽隊として演奏するために必要な25名程度の隊員を確保することは、現在の消防職員数や年齢構成から厳しく、活動再開は困難であるとの結論に至り、平成28年3月31日付けで小樽市消防音楽隊規程を廃止し、音楽隊員には解任発令を行う予定であります。

なお、音楽隊が所有している楽器等につきましては、市内中学校の吹奏楽部に移管するため、教育委員会と調整しているところでございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第5号について」

○（総務）総務課長

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が施行され、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴いまして、関係する小樽市職員給与条例、小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、小樽市災害遺児手当支給条例、小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小樽市消防団員等公務災害補償条例の六つの条例について、所要の改正を行うものであります。

改正内容についてですが、小樽市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小樽市消防団員等公務災害補償条例につきましては、このたびの法改正によって共済年金が厚生年金に統合されますことで、これらの条例の規定による年金保障と他の法律による年金の併給調整の対象者に漏れが生じないように、所要の改正を行うものでございます。

また、小樽市消防団員等公務災害補償条例につきましては、ただいま説明しました法律による年金の併給調整に係る改正のほか、消防団員が生命、身体に高度の危険が予測される状況下で職務に従事していて、公務災害に遭った場合における併給調整の調整率を政令の基準に準じ、消防吏員と同様の調整率とするものでございます。

このほかの条例につきましては、被用者年金一元化法によって、条例で引用している地方公務員等共済組合法等の規定が削除されたものについて、引用先を厚生年金保険法等の対応する規定に修正するものでございます。

なお、施行期日は公布の日ですが、法の施行日であります10月1日からさかのぼって適用されることとするものでございます。

○委員長

「議案第6号について」

○（教育）主幹

議案第6号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、北山中学校と末広中学校を統合し、平成29年4月1日に開校する統合中学校について、校名を北陵中学校とするとともに、位置を定めるため、本条例の別表（2）の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第 7 号及び第 8 号について」

○（財政）契約管財課長

議案第 7 号及び第 8 号工事請負変更契約について説明いたします。

議案第 7 号につきましては、奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事におきまして、現地調査の結果、外壁劣化部の補修面積を追加することなどが必要になったことに伴い、請負金額を 2 億 7,972 万円から 3 億 38 万 400 円とする請負変更契約を、契約の相手方である阿部・小杉・建設産業共同企業体と締結するものであります。

また、議案第 8 号につきましては、山手地区統合小学校新築造成工事におきまして、現場での発生土の処分量の増加及び購入土の追加などに伴い、請負金額を 1 億 6,686 万円から 1 億 8,082 万 4,400 円とする請負変更契約を、契約の相手方である宮本・小田・協誠共同企業体と締結するものであります。

○委員長

「議案第 21 号について」

○酒井（隆裕）委員

議案第 21 号小樽市非核港湾条例案について、提案理由の説明をいたします。

今年是被爆 70 年、節目の年となります。小樽市議会は、神戸市会の決議を教訓に小樽市非核港湾条例を制定すべきです。

委員各位の御賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、新風小樽、自民党、公明党、民主党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について

まず、議案第 5 号小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案について伺います。

今回の条例案は、共済年金と厚生年金を統合したことに伴う改正であります。言ってみれば、共済年金が厚生年金に食われるというものであるというふうに理解するものであります。

日本共産党は、いわゆる一元化法について、年金数理の違いを無視して、厚生年金に加入させ、共済年金の給付水準を一方的に引き下げるものだと主張しまして、反対いたしました。そもそも、保険料率は高いほうにそろえる、給付は低いほうにそろえるもので、根本的な改善にはならないというような主張をしたわけでありまして、したがって、国の制度上のものとはいえ、賛成はできかねるものであります。

ここで、この条例が成立することによって職員に対して不利益が生じることはないのかどうか、このことについて確認したいと思います。

○（総務）職員課長

この条例改正に伴う職員の不利益ということでございますけれども、今回の条例案は、職員に関する部分については、条ずれの関係とか、実際には非常勤の職員の調整率が変わっているというようなものですから、条例自体が直接不利益ということになるものではございません。

ただ、参考までに申し上げますと、今回の年金制度の一元化で職員に不利益があるかどうかという点で、2 点、掛金の変更の部分と年金額の変更の部分で申し上げたいと思います。

掛金の変更の部分につきましては、今までの手当率制というものから、標準報酬制というものに移行という形に

なります。これに伴いまして、今までは算定基礎が基本給に25パーセントのみなし手当というのを加えていたものから、基本給に実際に支給された諸手当を加えた額を算定基礎とするということになっております。これによりまして、実際、手当の額が少なかった方につきましては、掛金が下がるということになりますし、また、それより多かった職員については、掛金が高くなるということがあるものですから、一概に職員に不利益になるということとは言えないと思っております。

あと、年金額の変更の部分につきましては、現在、年金が3階建て部分ということで、職域部分ということ、この部分が廃止されたということになります。これにかわりまして、年金払い退職給付というのが創設されております。これによりまして、私ども職員の3階建ての年金の構造というのが維持されますので、この点からしまして、職員に不利益ということはないのではないかとこのふうには思っております。

○酒井（隆裕）委員

◎（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業について

次に、（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業環境影響評価準備書に係る知事意見について伺います。

ここでは、予定地の変更、また、規模の大幅な縮小など、計画の見直しなどを求める意見となっているわけでございます。こうした知事の意見などについて、これまでとは違って、健康被害も懸念するものになっているというのが大きな特徴であるというふうに考えます。

まず、現在、石狩湾新港地区にどれだけ風力発電計画があるのか、これについて確認したいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

石狩湾新港では、現在、四つの風力発電事業が計画されております。

一つは、洋上風力発電で、石狩湾新港管理組合が事業者の公募計画により8月に事業者を決定し、その代表事業者の株式会社グリーンパワーインベストメントが環境影響評価の準備を進めているというところであります。

それから、陸上風力発電につきましては、銭函風力開発株式会社、エコ・パワー株式会社の2事業が準備書の手続を終えて、今、最終段階の評価書の準備を進めているというふう聞いております。

今回の御質問にあった（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業につきましては、今、環境影響評価の第2段階ということで、作成しました準備書を北海道が審査しているという状況であります。

○酒井（隆裕）委員

示された今回の意見というのは、現在進められているそうした石狩湾新港地区の風力発電計画にも大きな影響があるのではないかとこのふうには思いますけれども、その辺についての御説明をお願いしたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

そういう影響についてですけれども、基本的に風力発電の問題というのは、従前から低周波の問題ですとか、バードストライクですとか、そういう懸案が想定されていましたが、なかなか明確な知見が示されていなかったという状況でありました。

今回、そのように健康被害を及ぼすおそれがあるということで、位置の変更ですとか、規模の大幅な縮小など、計画の見直しというのが提出されたわけですが、今後、この意見につきましては、経済産業省が最終的に見解を出すということになります。そういう周辺の状況によっては、風力発電というのは、住民等に何らかの健康被害の影響が出るという可能性があるものだというふうには認識しているところであります。

○酒井（隆裕）委員

やはり、今回、健康も含めたことが出されたというのが大きなことであったと思えますし、数多くの風力発電が同時に動くことによっても影響があるということが示されたということも非常に大きいと思うわけでありまして。

ここで、小樽市として、そうした意見についてどのように捉えられたのか、伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（直之）主幹

小樽市の見解ということですが、風力を含めた再生可能エネルギーにつきましては、化石燃料の枯渇ですとか、温室効果ガスの排出削減、それからエネルギー多様化・分散化という観点から、発電への利用促進は必要なものということでは認識しております。

石狩湾新港地域におきましては、風況にも恵まれて、広大な背後地を有しております。風力という部分につきましては、再生可能エネルギーの一つということで理解しておりますので、このような専門家の意見を踏まえた環境影響評価の手续など、条件が整った事業者の風力発電に対しては、本市としては応援していきたいという見解を持っております。

○酒井（隆裕）委員

やはりこれだけ厳しい意見が出されている以上は、市としても、この風力発電事業についてはしっかりと見直ししていくという考えというのがやはり必要ではないかというふうに思うのです。

この（仮称）石狩コミュニティウインドファーム事業については、場所については石狩市でありますけれども、その場所まで行ってお話を聞いてきました。出された意見は、全て反対の意見ばかりです。豊かな自然の問題、それから健康被害の問題、さまざまなことから捉えられておりました。

そうしたことから、小樽市として、再生可能エネルギーだから応援していくという考えというのは、私は正すべきではないのかなと思っております。問題が実際に生じている、それから、健康被害にも影響があるのではないかという懸念もあるということが出されている以上、しっかりとこの計画のことについても、見直しも含めて考えていくべきだなと思えます。

◎小樽市地域防災計画の修正（原子力災害対策の追加）について

次に、小樽市地域防災計画の修正について伺います。

地域防災計画に原子力災害対策を追加すること、このことについては日本共産党も求めていたことであり、歓迎するものでございます。

しかしながら、このスケジュール、今後の予定も見させていただいたのですけれども、来年 1 月に事務担当者会議を開いて、素案について検討する、修正案について決定する、それから 2 月には防災会議開催というスケジュールで、ここで承認を得られた場合、北海道に報告し、公表するというところでありますが、こうしたスケジュールについては、私は、あまりにも丁寧さに欠けるのではないかなと思うのです。

この原子力災害対策の追加については、5 月の市長記者会見で示されて、そのときに当時の総務部長が回答されている、その後も、代表質問等で取り上げられております。

まず、この素案を示すに至ったこれまでの経緯を説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

素案を示すに至った経緯ということですが、先ほども報告の中で話をいたしましたけれども、本市におきましても、東日本大震災を踏まえまして、地域防災計画の中に原子力災害対策を盛り込むことにしたということで、その内容については、国の原子力規制委員会で、30キロメートル圏外の防護対策については検討していきますということになっております。本市としましては、その検討結果を見て、それを反映した中で地域防災計画を修正していこうということになったのですが、国の検討がなかなか進まず、今年 3 月に国から考え方が示され、それを受けまして、6 月に北海道の地域防災計画に、UPZ 圏外の防護対策はこうするということが定められたところがございます。これを受けまして、本年、受けた中で踏まえまして、素案、粗素案というか、それにつきまして地域防災計画の構成機関の方々に内容について十分御検討いただきまして、それが一度まとまりましたということで、今回、当委員会で報告させていただくことになりました。

従来、地域防災計画につきましては、防災会議での決定で修正になるということがございますので、今までは修

正が終わった後などに、このようになりましたということでは報告させていただいていたのですが、先ほど委員もおっしゃったように、これまでの議会議論の経緯も踏まえまして、事前に、決定前に、素案、今後のスケジュールについて示したというところでございます。

○酒井（隆裕）委員

今回のものというのは、新たな章を立てるということで、これまでの修正などの報告とは全くレベルが違うのですよ。せめて、こうした進捗について第 3 回定例会で、こうしたことを考えていますというぐらいのことはできなかったのかどうか、その辺についての判断はいかがでしょうか。

○（総務）小濱主幹

先ほど申しましたように、6 月に北海道で地域防災計画の修正がありました。その後、素案についてあらあら固めるような形で進んでおります。構成機関にも御検討いただく時間というのがそれなりに必要になるものですから、それがないと、ある程度素案がまとまったということではできないということで、第 3 回定例会では、何も話とかというのがなかったのですが、第 2 回定例会のときには、今年度末までには計画をつくります、その計画の内容については、国の原子力災害対策指針ですとか、北海道の地域防災計画の改定されたもの、それについての内容を踏まえたものということで、その踏まえた内容で地域防災計画に追加するというところでは話をさせていただいたところでございます。

○酒井（隆裕）委員

中身が問題だと言っているわけではないのです。せめて第 3 回定例会の中で、今、こうしたことを関係機関とやっているぐらいのことは言えなかったのかなど。実際問題として、この問題については、今定例会でしか議論できないということにならないのですか。それについてまずいというような考えは、原課としてお持ちではないですか。

○（総務）小濱主幹

当委員会としては、この日ということになっています。今日御議論いただいた内容も当然そうですし、まず、この素案としては、まだコンプリートされたものではございませんので、今後、2 月に決定になるまでの間におきましては、さまざまな意見を伺いまして、どんどん必要な修正については修正を行って、防災会議で御理解いただくというようなことも進めていこうというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

地域防災計画自体は、議決事項ではないのです。それにしても、市長の政治姿勢にもかかわる問題だと思うわけです。本来であれば代表質問などでしっかり議論していかなければならないような課題だと思うのですが、私は、この総務常任委員会だけで、こっそりという言い方はおかしいかもしれないけれども、やること自体が問題ではないかなと思います。

次の質問に入りますけれども、各構成機関に検討していただいて素案を作成したものだということが説明されているわけです。小樽市防災会議条例に示されている組織構成を示してください。

○（総務）小濱主幹

小樽市防災会議の構成機関ということでございますが、現在、26 名いらっしゃいます。

機関につきましては、北海道運輸局札幌運輸支局長、小樽開発建設部長、小樽海上保安部長、北海道財務局小樽出張所長、北海道農政事務所企画調整グループ長、小樽労働基準監督署長、後志総合振興局副局長、小樽警察署長、日本郵便株式会社小樽郵便局長、北海道旅客鉄道株式会社小樽駅長、東日本電信電話株式会社北海道事業部設備部長、日本赤十字社小樽市地区幹事、日本放送協会札幌放送局報道専任部長、日本通運株式会社小樽支店長、北海道電力株式会社小樽支店長、北海道ガス株式会社小樽支店長、一般社団法人小樽市医師会会長、公益社団法人北海道看護協会小樽支部長、あと、市長部局内の職員ということで、小樽市副市長、小樽市保健所長、小樽市教育長、小樽市消防長、小樽市消防団長、そのほか、株式会社エフエム小樽放送局総合プロデューサー、小樽市女性防火クラ

ブ連絡協議会会長、小樽市総連合町会会長となっております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、その構成メンバーに対してどのように検討を進めてきたのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

防災会議のほかに、先ほど言いました事務担当者会議がございます。今年 6 月に出まして、こういう形で国から考え方が示されましたということで、10月の事務担当者会議で粗素案を出して、それについて検討していただいたというところがございます。

○酒井（隆裕）委員

事務担当者会議において検討されたということですが、それだと少し合わないのではないですか。各構成機関にも検討していただき、素案を作成したというふうには示されているわけなのですが、全てのメンバーに意見を聞いたわけではないのですか。

○（総務）小濱主幹

全ての委員に、当日欠席されて、直接説明させていただいていない方もいらっしゃいますが、それにつきましては書類等で意見照会ということではさせていただいております。

○酒井（隆裕）委員

そういった意見がどのように反映されるかということも重要だと思うのですが、その意見の反映の中身について説明していただけますか。

○（総務）小濱主幹

今回、字句の修正ですとか、あと、一部機関のところではやる業務について、一般の地域防災計画の中に含まれていることもあるので、そこについては削除したいというようなところの意見がございました。

○酒井（隆裕）委員

やはり、こうした重要な案件を決めていくという段階において、私は、時間が足りないというか、逆に言えば、もっと前段階からやっていかなければならない問題だと思うのです。これが 5 月の段階で示されて、いきなり今出されて、議員の皆さん、どうですかと言われても、判断がなかなかできかねる問題だと思うのです。そういった点からいっても、検討の仕方という点でも、やはり丁寧さに欠けるとしか、今言しようがないと思うわけでありまして、中身についての質問に入ります。

まず、この地域防災計画についてでありますけれども、UPZ 外の自治体においては原子力災害特有の事前対策は策定義務がないとする一方で、緊急時には避難等の防護措置を実施する可能性があるといったことが示されているわけでありまして、

ここで、この防災計画を策定するに当たりまして、国からの財源措置などはどのようになっているのか、御説明願います。

○（総務）小濱主幹

先ほど申しましたとおり、UPZ 外につきましては、原子力防災対策を地域防災計画に盛り込みなさいというような義務づけになっておりませんので、国からのそれについての補助というものはございません。

○酒井（隆裕）委員

こうしたものを策定した自治体にとって、一定程度の負担があるということも当然あるわけですから、そういったことも含めて、国に対して財源措置なども要望していくということも必要ではないかなと思うのですが、そういったことについてのお考えを伺います。

○（総務）小濱主幹

今のところ、国から考え方が示されて、やっとな北海道の地域防災計画にも UPZ 外の対策ということでのつてき

ましたけれども、具体的にどうするかというところについては、まだ何も、細かいところが決まってくるわけでもありませんし、この中身についてどうなのかということもございます。今後のUPZ外の防護対策についても引き続き検討していただくとともに、こういうふうにUPZ外にも被害が及ぶのではないかと、そういう対策をとらなければならないのではないかとという考え方であれば、当然、それについての支援策というものを何とかしていただきたいということは、道なり国なりに言っていかなければならないものだというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

こうしたことはやはり重要なことだと思いますので、ぜひ原課においても検討していただきたいと思います。

そもそも、UPZ外の防護対策は、屋内退避の実施範囲は予防的に同心円を基礎として行政区域単位等の実効的な範囲で設定すべきとされており、そのことについて、放出された放射性物質が気象の影響を受けるため、正確に予測することは不可能なためだというふうにされているわけであります。

放射性プルーム、雲ですが、そうしたものも考慮しないことについては、どのように捉えておられますか。

○（総務）小濱主幹

国では、その予測がつかないということで、今回、プルームによる影響を受ける範囲をあらかじめ設定はしない、ただ、影響する場所も出てきますので、緊急時のモニタリングや、放射線量をはかったり、気象だとか、そういうことを、予測を基に、影響を受けそうな場所を事故ごとに特定していくとか、区域を設定していくということで聞いております。

○酒井（隆裕）委員

やはり丁寧なモニタリングなども含めて対応していく必要があると思うのですが、中身については、その程度とします。

具体的な中身について伺いたいのですが、広域避難者の受入れ計画について伺いたいと思います。

古平町からの具体的な避難場所については、古平町自身が北海道や事業者と調整しているというふうに聞いていますけれども、状況をどのように捉えていらっしゃいますか。

○（総務）小濱主幹

古平町が小樽市を避難先にするということになりまして、従来も、北海道の原子力防災訓練の中でも、受入れに係る訓練というのはお互い協力してやっております。それらも踏まえまして、本年3月に古平町と小樽市とでその避難受入れに係る協定について締結いたしましたところがございます。その後も、事務レベルでは、受入れの際にやる業務ですとか、どういった人員でやるかというようなことについて、事務のところを使うマニュアルというのですか、要綱的なものは、お互い協議しながらつくっていったところがございます。

○酒井（隆裕）委員

なぜ伺ったかという、実際に受け入れるということがしっかり可能でなかったらだめだと思うわけなのです。先ほどの御説明の中では、市内の宿泊施設、ホテル等が避難施設になるというふうに聞きました。それで、そこに至るまでの間は、公的施設を避難先にするということについても伺いました。

そこで伺うのですが、実際問題として、小樽市内のホテルなど、なかなか宿泊は困難になっている、そういった時期というのがあります。そういったときも含めてあると思うのですが、そういった場合には、一時滞在先にそのまま滞在になってしまうということにもなりかねないと思うのですが、そういった状況についてはしっかりとつかまれているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

おっしゃるとおり、市内ホテル・旅館等が古平町の方の避難先となっております。当然、おっしゃったように、受入れ態勢がすぐに整わない場合もあるということで、そのためと、避難してきた方の受付ということもありまして、一時滞在所を小樽市内につくって、そこでまずいったん受け入れ、当然、ホテルに入れられない場合になれば、

一時滞在場所、また、その周辺の主に指定避難所になりますが、そこを予備の一時滞在場所としまして、そちらにいていただくという形になっております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、その一時滞在場所と避難所は、市内においてどれだけの箇所数がありますか。

○（総務）小濱主幹

一時滞在場所につきましては、古平町と協議いたしまして、いろいろな事後の連絡等を考えまして、市役所から近いところがよいだろうということで、今のところ、総合体育館としております。

予備の滞在場所につきましては、周辺の指定避難所ということで、市民会館、公会堂、勤労青少年ホーム、あと教育委員会の庁舎としております。

ただ、そこでも間に合わない場合も出てくるかもしれません。その場合については、先ほど言いましたように、市の指定避難場所を、全部で合わせて69か所ございますので、そちらを優先的に使っていただくという形になります。

○酒井（隆裕）委員

それでは、69か所ある避難所は、市民については自宅にとどまるということが原則になる、外出先で帰宅できない場合、自宅が使用できない場合に備えて避難所を開設する、それとあわせてだというふうに思うのですが、避難所における設備は、現在、どの程度整備されているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

避難所につきましては、小・中学校をはじめとして、食糧品、クラッカーやアルファ米の備蓄、そのほかに、ここ5年ぐらいの間に、毛布やストーブ、また、簡易トイレといった、トイレ、寒さ対策のものについて備蓄を進めているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

その備蓄、整備などについては、現在でも十分だとお考えでしょうか。

○（総務）小濱主幹

現在置いてある備蓄品で、足りないものも当然ございます。それについては、民間の流通備蓄というような呼び方をしますが、スーパーなど流通業者、そういうところと協定を結んで、そういうところから供給していただくというようなことも考えておりますし、当然、備蓄するにも場所が必要という場合もございますので、その辺の検討もあわせて、新たに原子力災害対策に必要な物資についてどのような形にしていこうかというのは、今後、具体的にさらに詰めていきたいと考えています。

○酒井（隆裕）委員

そもそも、原発災害については、原発をなくすというのが一番の近道ではないかなと私は考えます。市長は、第2回定例会の中で、原発の再稼働には反対だというふうに答弁されています。市長におかれましては、原発再稼働に反対する具体策を示すべきではないかと考えますが、市長のお考えを伺います。

○市長

今も原子力防災計画にのっとって原部・原課とのやりとりがあったかと思いますが、御存じのように、第2回定例会はもちろんです。私自身、春の選挙戦において、そのことを公約に掲げて取り組ませていただいたところがございます。やはりその取組によって私はこの仕事に就任させていただきましたので、それに伴う告知効果というか、それについては大変大きなものがあったと思っておりますし、それに伴う関係各社の方々、私自身がその職についているということに対しての認識を既にお持ちであるというふうに感じております。

今、国の動向、現在の北海道電力の動向等を見ても、実際に大きな動きがない中で、その推移をまず見守らなければならないかというふうに思っておりますし、今、お話がされたとおり、UPZ外ということに伴い、いわゆる

地域町村の枠組みに入れていないというところもありますので、その具体的なところがあるところ、小樽市の立地条件からすると、難しい部分を感じているところではあります。私としては、これからもその状況を見守りながら、現在、北海道電力が原子力発電所の再稼働のことをお話ししながらも、京極町における水力発電の稼働であったり、御存じのように、石狩湾新港における LNG の火力発電に対してもう着工を始めて、実際に、もし原子力がなくても、北海道全域の電力を安定的に供給する体制を設けようとしているのではないかとこのように私自身感じているので、その状況をやはりしっかり見極めながら、今後の私なりの行動、具体的な対応を考えていきたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

アクションを起こしていただきたいというのが、私の思いなのです。北電に対してアクションするというのも一つの方法ですし、それから、脱原発をめざす首長会議への参加を表明するというのも一つの方法ですし、市長として明確に、原発再稼働は反対なのだということ、そうした姿勢をしっかりと示していただきたい。今の御答弁の中で言えば、推移を見極めさせていただくということになります。推移を見極めるということになってしまえば、泊原発再稼働についても推移を見守るということになりかねないのです。だからこそ、市長に、そうしたアクション、思いをしっかりと出していただきたいということをおっしゃっております。もう一度伺いたいと思っております。

○市長

姿勢自体は、もうはっきり示しております。それはもう皆様が御存じのとおりです。ですから、そこに対して問われるのがなぜなのかが今受け止めきれないところがございますけれども、話をさせていただいたように、私自身の考えは北海道電力も含めてもう周知されているというふうに、直接話をしていても、それについてはもう認識されていることは私としても把握しているところがございますから、それ以上に具体的な行動というのは、私としてもなかなか見いだせていないというような、第 2 回定例会のときにもそのような答弁をさせていただいたところがございますが、現状で北海道電力がそのような電力供給におけるさまざまな取組をなされているので、やはりそのことを、推移を見てというのは、そういう意味合いも含めてですけれども、やはり私としては、LNG 火力発電所は無事に着工、そして軌道に乗って、いわゆる原子力発電所を再稼働しなくてもいい環境がまず整うこと、それが私自身としての希望であり、望みでもありますので、その状況を見極めていきたいということがございます。

○酒井（隆裕）委員

しっかりと原発反対のことでアクションを起こしてというふうに言っていたかかったのですが、今後においても、脱原発をめざす首長会議への参加の検討も含めて、考えていただきたいと思っております。

◎柔道の体育授業の安全対策について

次に、柔道の体育授業の安全対策について伺います。

2012 年度から、学習指導要領が変更され、武道が必修化されております。導入時から、重大なけがや命にかかわる後遺症のリスクなどが指摘されていたというところがございます。

本市においては、中学校 1 年生、2 年生、全ての生徒が柔道を経験することとなり 4 年が経過しようとしております。スポーツとしての柔道、このことについては、大いに繁栄させ、促進させるべきだというふうに思いますけれども、そういったリスクなどは初めから指摘されていたという問題であります。その点を踏まえて質問したいと思うのですが、まず、2015 年度の市内各中学校の柔道の授業時間を示してください。

○（教育）指導室主幹

各中学校の授業時数についてですが、忍路中学校、各学年 10 時間、塩谷中学校、1・2 年生各 8 時間、長橋中学校、1・2 年生各 10 時間、3 年生 8 時間、北山中学校、1・2 年生各 6 時間、末広中学校、各学年 10 時間、西陵中学校、1・2 年生各 10 時間、菁園中学校、各学年 8 時間、松ヶ枝中学校、1・2 年生各 10 時間、向陽中学校、1・2 年生各 10 時間、潮見台中学校、1・2 年生各 10 時間、桜町中学校、1・2 年生各 10 時間、望洋台中学校、各学年

10時間、朝里中学校、各学年 8 時間、銭函中学校、各学年 8 時間でございます。

○酒井（隆裕）委員

今、説明していただいたとおり、6 時間から10時間と、非常に大きく差があるのです。1・2年生だけではなく、3年生も選択でとっているところもあるということで、かなり差があると思うのです。

次の質問に入りたいと思うのですけれども、道に、事故の発生状況はどうかということについて伺いました。そうしたところ、札幌市内を除く道内の公立中学校では、3年間に15件の骨折事故が発生していると伺いました。

そこで、本市において、武道必修化に伴った柔道授業でどれだけの事故が発生しているのか、伺います。

○（教育）学校教育課長

必修化初年度の平成24年度は事故はありませんでしたが、25年度は捻挫などの軽傷が3件、26年度は骨折が1件、軽傷が2件で、今年度につきましては骨端線損傷を含んで骨折が4件、軽傷が2件発生しております。

○酒井（隆裕）委員

今年度の4件がいつ起こったのかというのは、説明できますか。

○（教育）学校教育課長

まず、今年の11月5日と11月13日、11月27日、そして、おととい発生しております。

○酒井（隆裕）委員

おととも発生しているということなのです。この件数だけ見ても、今年度だけ見ても、骨折が4件、軽傷が2件ということを見ると、道内の数字から見ても多いのではないかなと思うのです。

そこで、市教委として、今年度のこの事故の原因についてどのように分析されているのか、それから、ここ3年の事故状況をどのように捉えられているのか、伺います。

○（教育）指導室主幹

今年度はまだ全道との比較は難しいですが、本市においては、今年度は特に事故の件数が多いと認識しております。

今年度の事故についてですが、骨折4件は、足の指の骨折が3件、膝の骨折が1件となっております。

足の指の骨折3件については、2件が準備運動中の事故、1件が寝わざにおける事故で、柔道は素足で学習することに鑑みて、足の指のストレッチが十分ではなかったことが原因の一つとして考えられます。

膝の骨折1件については、投げわざにおける事故で、受け身の形を正しくとれなかったことが原因ではないかと考えております。

ここ3年の事故については増加傾向にありますので、市教委としてはこの状況を重く受け止めております。

○酒井（隆裕）委員

今、市教委として重く受け止めているという御答弁でございましたけれども、これは本当にゆゆしき事態だというふうに思うわけでありませぬ。

北海道教育委員会は、全ての学校で指導者講習を受けた教員が指導することとしまして、柔道の有段者を含めた複数の教員等で授業を行うように指導しているということでもあります。本市において、指導教員の市内各中学校の配置状況、講師の配置状況をお示しく下さい。

○（教育）指導室主幹

本市においては、全ての中学校において指導者講習を受講した教員が有段者を含め複数で指導しており、外部指導者を活用している学校は今年度6校となっております。

○酒井（隆裕）委員

全ての中学校でそうした指導者講習を受けた教員が指導している、そうした十分な体制にもかかわらず、やはり事故は起きてしまうということも、大きな問題だと思われたいです。

そこで、これまで市教委として柔道の授業中の事故やけがの防止についてどのような対応を行ってきたのか、事故防止のマニュアルなど、安全性の確保に向けた取組について伺います。

○（教育）指導室主幹

まず、市教委では、平成24年度からの武道必修化に向けて、23年2月に中学校体育実技指導資料、武道における指導の充実を目指してを作成し、柔道を初めて学習する生徒を対象にした指導計画例を示し、安全に配慮した指導ができるよう各中学校へ示すとともに、これまで文部科学省や道教委が発行した指導資料などを活用するよう、各学校へ指導してまいりました。23年度からは、毎年、外部講師を招き、市内の体育教員や養護教諭も交えた研修会を開催し、けがの防止と安全への配慮について学ぶ機会を設けました。また、指導主事の学校訪問で、柔道の授業を参観し、安全面の指導・助言を行うとともに、校長会や教頭会に対し、文部科学省や道教委の各種通知などに基づき、有段者を含めた複数での指導体制や各学校の危機管理マニュアル等に基づき、安全確保に向けた取組等を校内で周知するよう、指導してまいりました。

○酒井（隆裕）委員

一定のそうした取組については伺ったわけでありますけれども、それでは、これまでの対応策で十分そうした安全対策はとれていたというふうにお考えでしょうか。もし十分ではないと判断するのであれば、新たな対応策を考える、そうした検討をする必要があるのではないかと思いますけれども、考え方について伺います。

○（教育）指導室長

指導室主幹から話がありましたけれども、市教委としましては、柔道の指導に当たりまして、これまでもさまざまな取組を行ってまいりましたが、今年度4件の骨折という事故が発生したこと、何よりも、体育の授業中に子供がけがをして痛い思いをしてしまった、そういう現況を大変重く受け止め、また何らかの対策をとっていかねばならないと考えております。

今後の対策としましては、小樽市教育研究会に中学校の体育部会がございますので、そこと連携した、安全指導に特化した研修会を実施するとともに、実際に指導している教員とこれまでの事故の状況を分析いたしまして、準備運動や体格差、体力差に応じた指導のあり方、それから、柔軟な指導計画の作成を示した安全指導マニュアルを作成するなどして、事故防止に向けた具体的な取組を行ってまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ここで問われているのは、中学校での武道の授業のあり方ではないかなと思うわけです。重大なけが、それから、命にかかわるリスク、こうしたことが発生すれば、実際、保護者や生徒だけではなく、それを教えている教員にとってすごく負担が重たくなってしまうものだと思うのです。市教委としては設備整備、教員の指導力向上、安全指導の徹底に努めるというふうにしていますけれども、やはりこれには限界があるのではないかなと思っています。必修授業として柔道を教えることそのものについて、保護者や生徒、そして現場の教員の皆さんの話も十分聞きながら、改めて検討し直すことも大事ではないかなと思いますけれども、教育長のお考えを伺います。

○教育長

柔道の必修化に伴ってさまざまな研修会、さまざまな対策をとってきましたけれども、現に平成24年度から徐々に増加傾向にある、とりわけ今年度については骨折が数件出た、そういう状況については、私どもとしても大変憂慮すべき事態と受け止めております。

そもそも、柔道、いわゆる武道を必修化したときに、小樽として、例えば柔道、剣道、相撲、なぎなた、空手、さまざまな武道がある中で、まず一つは、小樽には柔道を経験している教員が多い、また、外部人材として得やすい、それから、道立学校で柔道を必修でやっている、そういう全体的な背景の中から、中学校長会として、柔道を一元的に取り上げようということで始まったものでございます。

ただ、いろいろな注意を払いながらも、やはり柔道という種目がそういう危険をはらんでいることは事実でござ

いますので、一律にそうすることがいいのか、今後どのような種目を取り入れるのがいいのか、それぞれ改めて校長会又は研究会などとも相談してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

改めて相談していくということで、一つは安心したわけであります。

ここで申し上げたいのは、柔道そのものについてのスポーツの発展を阻害するつもりは全くないのです。萎縮させることがあってはならないと思うのです。ただ、義務教育として武道のあり方をどうするかということについて、今後、十分検討していただきたいと思います。

◎就学援助制度の周知方法について

最後に、就学援助制度の周知方法について伺います。

就学援助実施状況等調査結果を文部科学省が発表しました。このうち、本市における制度の周知方法では、「教育委員会のホームページに制度を掲載」「自治体の広報誌等に制度を記載」「就学案内の書類に記載」のどれにも該当がないことが示されているわけであります。入学時に学校で就学援助制度の書類を配付する、こうしたことも含めて、本市においては漏れはないというふうには思うのですけれども、私は、この部分では不十分だと思います。現在の本市における就学援助制度の周知方法について伺います。

○（教育）学校教育課長

本市における就学援助制度の周知方法につきましては、毎年 2 月に、就学援助の対象者であるか否かにかかわらず、児童・生徒を通じて就学援助制度の案内文書と申請書を全保護者に配付しております。

なお、新小学校 1 年生分につきましては、入学見込み数分を各小学校に送付し、各校で行う入学説明会の際に全保護者に行き渡るよう、学校に依頼しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

小樽市内において漏れがないというのは、理解するものなのです。ただ、市外から転居する方にとっては、どういった制度があるかということも含めて、前もって知るといっても当然、必要になると思います。制度がどのようなものであるか、それから自分が該当するかなど、前もって知ることができるというのは、保護者にとっては安心ではないかなと思います。

ここで、市教委において、この就学援助制度について、ホームページに制度を掲載すること、それから広報誌等に制度を記載することをぜひ検討していただきたいと思うのですけれども、伺います。

○（教育）学校教育課長

今、委員からお話がありましており、本市に転入される方については、こちらに問合せをしていただかない限り、あらかじめ本市の就学援助制度を知ることができませんので、そういった方への周知を含めて、今後は、市のホームページに就学援助制度について掲載していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

ぜひ、利用しやすい就学援助制度について、周知方法もさらに検討していただきたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○安齋委員

◎参与について

まず、要求資料、アドバイス内容等については、14日の予算特別委員会の要求資料に日付を入れて再提出していただきましたが、改めて伺いたいのが、9月24日の部分で「JV入札条件の変更に伴う対応への助言」ということをされていましたが、これまでの建設常任委員会で、参与がJVについてどの時点までかわつ

ていなかったかという答弁をされていたと思いますので、もう一度、いつの時点からかかわったかを伺いたいと思います。

○（総務）秘書課参与

私の関与でございますけれども、1 回目の入札の指名を出させていただいたところ、これは御存じのとおり、2 社以上の J V ということで、それ以降、日には失念しましたが、その後も、建設部と市長との話の中で、4 社に変更になった、それは私に報告がありました。こういった形で条件が変わりましたということで、私に報告がありました。それ以後、入札が 3 J V で不調に終わったということで、それ以降について、私も、こういった形でまた入札をしていったらいいかという形の中では、私、介入しまして、一応そういった話合いの中に、介入というか、一緒の話合いの中に入りまして、検討していったということでございます。

○安齋委員

9 月 24 日に市長に助言と書いていますけれども、その資料どおりでよろしいということでいいですね。

○（総務）秘書課参与

ええ、そういったことでよろしいです。

○安齋委員

では、1 点確認だけさせていただきます。

この資料の中の 6 月 15 日や 19 日に、参与の所管部へのアドバイスで、「除雪ステーションの地域をコンパクトにして、業者数を少し増やす」とあるのですけれども、これと J V の関係は違うということでよろしいのですか。

○（総務）秘書課参与

このときは、私、就任してすぐなものですから、基本的に、やはり、この間も委員会で出ましたけれども、第 1、第 2、第 3 あたりのステーションが広いということがありましたものですから、少しコンパクトにして、そういった形で、少しでも小さな区域で除雪できる方法はないかということの話合いは、私からさせてもらったところがございます。

○安齋委員

この「業者数を少し増やす」というのは、どういうことですか。

○（総務）秘書課参与

もちろん、市長が常々言っているきめ細やかな除雪となると、やはり、対応する機械が充実していたほうがきめ細やかな対応、そして、どっと一気に降りますので、地域的にバランスを欠いた除雪はできませんので、そういった部分でいけば、車両も増車するという形の中で、きめ細やかな対応ができるだろうということの下で提案させていただいたところです。

○安齋委員

そうすると、この時点でもう、業者数を増やしてほしいというアドバイスをしていたと。

○（総務）秘書課参与

ではなく、私も、就任して間もないときですから、平成 26 年度の実績なり、こういったものになっているのかと、私もまだ勉強中のところでしたので、そういった考え、はっきり言いますと、26 年度も、ガタガタ道路だとか、いろいろ発生しているということがあったものですから、そういった意味合いの中で、そういった車両の増設をして、そういったものの解消ができるかどうかということで話をさせてもらった中で、こういった話が出たということでございます。

○安齋委員

ただ、その横の市長へのアドバイスの「ステーション区域の見直しと再配置」、これについての具体的な内容を聞かせてください。

○（総務）秘書課参与

まさしく、これは、私も、原部からいろいろ情報を仕入れた中で、こういった区域がありますよ、第 1、第 2、第 3 ステーションが区域的に広い、それから、特に、第 3、第 2 ステーションは苦情が多いということもあったものですから、当然、こういった部分の解消に向けては、一つの方策として、区域の見直しは当然あるのではないかという提案はさせていただきました。

（「この再配置は」と呼ぶ者あり）

○委員長

再配置については。

○（総務）秘書課参与

ですから、そういった中での再配置ということはあるというふうに、再配置というのはあれですか、私、表現があれですけども、今、まさしく第 3 ステーションと第 2 ステーションが合体してなったということでは、再配置になるという考え方でいけば、それは結果論であって、その当時は、こういった形でそういう区域の見直しも含めてできるかということで、市長にお話ししたという形になっております。

（「わかりました、再配置」と呼ぶ者あり）

○委員長

もとに戻すという意味だと思います。

（「もとに戻す」と呼ぶ者あり）

○（総務）秘書課参与

再配置というのは、今、言ったとおり、そういった区域の広がりなり、そういった苦情が多い中で、もう一度配置をし直したらどういう形になるかということの再配置で提案させてもらったということで御理解いただきたいと思います。

○安齋委員

市長のきめ細やかなという部分は、建設常任委員会所管事項にかかわってくるので、最後にしますけれども、置き雪対策だと、それは、業者を増やしたらできるのだということなのですが、業者が増えたら少しできるとかという話をしていませんか。

（「置き雪対策ですか、この間、お話しした」と呼ぶ者あり）

はい。

（発言する者あり）

言っていない。

その「業者数を少し増やす」ということが全然理解できないので、これはまた後ほどさせていただきます。

次に、6月10日に任用した理由ですが、本会議で聞きましたけれども、一日も早い公約実現のためだということでしたが、先日の市長記者会見で、除雪対策の今回の入札の部分に具体的に取り組む時間がなかったというような話をしていましたけれども、参与を任用したのは一日も早い公約実現なのに、なぜ具体的に取り組む時間がなかったのか、それを伺いたいと思います。

○市長

時間がなかったという表現をしたということですけども、そのときもたしかお話ししたと思いますが、就任が4月30日で、冬を迎えるまでに制度設計をしていきたいという思いの中で、もうその時点で時間がないという認識を持っておりました。だからこそ、一日も早く任用させていただいて、それに対して具体的に着手していきたいという思いでしたので、結果、6月10日の任用になっていますけれども、本当はもっと一日も早く採用したいという思いもありましたし、それぐらいにタイトな時間の中で、今回、スケジュール、また、制度設計をしてきたという

思いで話をさせていただいたところでございます。

○安齋委員

私としては、6月10日に任用したのに、この記者の方の質問が、そもそも入札不調の原因は何だったのかという内容、それに対して時間がなかったとおっしゃって、だけれども、一日も早い公約実現のために参与を任用した、この部分で全然整合性がとれないのです。6月10日に、一日も早く実現するために任用したのに、結果的に時間がなくて入札不調に終わったと。何のために任用したのだと、6月10日に。それについてお答えいただきたい。

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでありますけれども、本来、制度設計は、きっと、冬を終えたときには既に、それに対する課題を洗い出し、それに対する課題を解決するための手だてを打ち、基本的には、第2回定例会において予算化も含めて提示しているのが、例年の流れなのかというふうに思っております。

私、今お話ししたように、就任したのが4月30日ですので……

(「市長ではなくて参与。参与を6月10日に任用したのに、なぜ時間がなかったのかと。一日も早く実現するために6月10日に任用したのに、何で取り組む時間がなかったのか。市長はいいのです、4月に……」と呼ぶ者あり)

ですから、6月10日が、安齋委員としては、早い時期から採用しただろうという視点だということだと思うのですけれども……

(「そうです」と呼ぶ者あり)

6月10日から、その期間が既に短い状況でやり始めているというのが、私自身の認識ということなので……、伝わっていないみたいですね。つまり、6月10日、私は、もっと早く任用したいという思いの中で行っていましたが、6月10日でも間に合わないぐらい短いスケジュールの中で行ってきたという思いでの表現でございます。

○安齋委員

かみ合わないので、また違うところで質問します。

次に、任用した理由の部分で、災害的な降雪時に手腕を振ったというところですが、これは参与に伺いますが、そのとき、何をされたのか、具体的に聞かせてください。

○(総務)秘書課参与

20年前の話なものですから、私も少し忘れていますが、御承知のとおり、平成8年1月7日の夜から8日にかけて82センチメートルという大雪が降りまして、新聞にも陸の孤島という表現で書かれましたけれども、はっきり言いますと、未明にはもう大雪になりまして交通が全部麻痺しているということで、そういったことで、たまたま家におりましたら、その当時、助役から電話がありまして、これは大変なことだ、緊急に何とかならないかということで、私もすぐ、そうしたら、たまたま土木事業所の近くだったものですから、ではすぐ出ますと言って、行ったのですが、家から出られない状況になりまして、何とか国道までといたしますか、家から国道まで100メートルぐらいだったのですけれども、死ぬ目に遭いながら出てきて、国道がたまたまスノーモービルで除雪された跡があったものですから、辛うじてそこを渡って土木事業所に行って、また、市道区間があったのですが、そこは何か除雪業者、本市の指定業者が除雪していたということで、そこも辛うじて行って、まず一つは土木事業所へ入りました。

それで、すぐ、やること、何をしたらいいかということで、職員を招集しようということで、職員全員に電話をいたしました。それと同時に、重立った係長に、今後どうするかということで、集まるわけにいかないものですから、電話連絡等で、まず、申しわけないけれども雪捨場をあけてくれということで、これは排雪しなければならぬ状況でございましたので、除雪がきかないという状況でございました。

それと、当時ありました直営と委託業者に渡っている大型のロータリを全部一応出してくれと、それでロータリ

除雪をしようというふうに、これは幹線道路だけです、バス道路をまずあけてくれと。そのあけ方としては、まず雪捨場に向かってあけていってくれということで、その雪捨場に向かって、これは勝納の雪捨場です、変わっておりませんが、そこに向かってあけたという形になっております。

それと同時に、そのとき、組合に電話をしまして、10トンダンプを全部押さえてくれということで、あの当時、40台ぐらいでしたか、三十何台ぐらいですね、全て小樽市で押さえたという状況です。この雪ですから、当然、全ての道路管理者が必要な状況だったと思うのですが、私どもも生活がかかっている、道路確保ということがかかっていますので、ほとんどの車を押さえた。

それで、雪捨場があいたという報告を受けてから、ダンプも、来るのは大変だったのですが、来られるダンプだけでということに来ていただいて、雪捨場から、まずバス道路を確保しようということで、縦通りといたしますか、天狗山に向かっている幹線道路をまずあけていったと。まず、なにせ、拡幅ではないです、あくまでも道路を確保するという意味でやって、その後、横通りに入って、横から車が逃げられるような形でということで、大体24時間体制で、昼間3班、夜3班ぐらいだったと思うのですが、ダンプの運転手にも仮眠状態で24時間びっしりやっていただいて、まちなかのバス道路は確保できたというふうに思っています。ただ、郊外線はまだ全然確保できませんでした。基本的に、全部バスが開通したのは、3日後ぐらいだというふうに思っています。

その後、大雪だったものですから、生活にも大変支障を来しているということで、それから約2週間以上かかったと思うのですが、第3種路線まで全て排雪をしたということで、全路線の排雪が大体そのあたりで終わったということで、これは、全市的にやったところでございます。

○安齋委員

そして、今回、それが任用の理由なのですが、その部分だけの評価だったのかというふうに疑問を持たざるを得ませんので、通常的にどういうお考えがあってそういう取組をしたのか、伺いたいと思います。

○市長

私としては、何度もお話ししているように、全般的なアドバイスを求めたいという思いもあって、任用に踏み切らせていただいたところなのですが、あくまで除排雪という枠組みで、今お話しさせていただいていければ、させていただきますが、今お話ししたような平成8年における三日三晩寝ない状態でいろいろ取り組まれたという、実際大雪の状況等ニュースでは大きく取り上げられておりました。いわゆる災害のような状況に対して緊急の対応を中心的に行ってきたというのは、一つの理由ではございます。

しかしながら、それだけではなく、私自身このたび公約として掲げさせていただいた取組の中で、例えば、ステーションを増やすとか、さらには15センチメートルの出動を10センチメートルに切り替える、さらにはガタガタの道路等のお話もありますけれども、当時特に、基準を変えるということを、ステーションを増やすということは、過去に取り組んでいたという経緯がございます。

私自身は、自分自身が公約で掲げたことが、自分自身としてはきめ細やかになるというふうに思って公約としては掲げさせていただいておりましたけれども、もちろんそれを原課の中でいろいろな背景も含めて具体化をしていくときに、そのような取組を経験されている、過去に、そのときに、業務に携わられているその変化のことを熟知されている、そういう意味では、現在の職員の方々にその過去の取組とか、その経緯、その変え方、そのようなことを伝達をしていただける、そういう意識も除排雪という枠においては鑑みた部分はあります。

○安齋委員

それは10年前のことですか、私が提案した、この前。

○市長

おっしゃるように、そのステーションが変わるとか、基準が変わったとかということにおいては、その時期のことも含めてでございます。

○安齋委員

そのときに参加がかかわったと。それが公約実現のための一つの判断材料だと。

では、なぜ災害的な降雪時と盛り込んだのか、少し理解できないのです。なぜその部分を入れたのですか。

○市長

任用条件の中に入れ込まなかった理由ということで、任用条件においては、私自身が、今、安齋委員から御指摘いただいたお話そのもの全て、その任用に伴うときに、その書面をつくる職員に対してそこまで伝えきれていなかった部分もあるかというふうに思います。

○安齋委員

豪雪時とか、よくわからない災害的な部分を入れるよりも、そういったところを入れたほうがもう少し説得材料になったのではないかと思います。

一般的なアドバイスをもらいたいということをおっしゃったので、それについて質問しますけれども、先日の予算特別委員会で、除雪以外はまだ持ち合わせていないということでしたが、なぜ市長はほかの公約について参加からアドバイスをもらおうとしていなかったのか、聞かせてください。

(「もらおうとしていなかった」と呼ぶ者あり)

もらっていないのか。求めに応じていなかったのか。

○市長

求めに応じていないわけではないですけれども、割合的にはかなり少ないかというふうには思います。

○安齋委員

業務日誌とか、今回、資料要求しましたけれども、結構、日にちがいろいろばらついてあるのです。だから、公約実現の除雪だけという特化した部分があるにはあるのしょうけれども、そのほかでも、ほかにアドバイスを求めたら、今、周産期医療も出てきているだろうし、そういったところを入れたのではないですか、参加からアドバイスというのは、市政全般のアドバイスなのですよ。なぜ除雪だけに特化しているのですか。

○市長

特化しているわけではないですけれども、先ほど話をさせていただいたように、第3回定例会までには制度設計がしっかりなされていなければ難しいとも思っておりましたし、もちろん、第3回定例会で皆様から予算化をしていただいた後は具体的な業務に移っていく、移行していくということもあって、結果的に除排雪のほうが中心になってしまったという状況が、今、このように提出させていただいている内容になったのだというふうに思います。

○安齋委員

では、任用伺の業務内容、参加として市政全般にわたるアドバイスを行うというのは、そもそも任用が間違いなのではないですか。正しくございませんよね、除雪に特化したアドバイスをもらっていて、市政全般にはまだもらっていないのだから。

○市長

これは第2回定例会での段階でございますが、第2回定例会というか、最初に任用をした段階でございますけれども、任用は来年3月31日までという形で、当初、提出させていただきましたが、その長い期間の中でさまざまな、実際、御存じのように、これからヒアリング等始まりますけれども、その中でもお聞きしたいという思いもありましたから、そういう意味合いでの任用ということですが、ただ、今までの期間はどうしてもそちらのほう優先順位に必要であったということでもありますので、今までは、どちらかというそちらのほうに、見た目のように特化している部分、そのように見えるかもしれませんが、これだけを期待して任用したというわけではございません。

○安齋委員

そうしたら聞きますけれども、この間の予算特別委員会で、これからの考え方を聞いたのに、なぜ答えられなかったのですか。

公約実現のためのアドバイス。

(「私がではなくてですか」と呼ぶ者あり)

いや、参与が。除雪以外に持ち合わせていないと言ったではないですか。これから市長は求めたいと言うけれども、考えないと。

○(総務)秘書課参与

私がそういう話をしたということで、現在はそういった部分でありますけれども、当然、今まさしく除雪も始まったばかりでございましたので、ほかのところではなく、除雪に一回主力を置いてやっていったほうがいいたろうということでお話しして、言い方が悪かったかもしれませんが、そういったことで御理解いただきたいと思います。

○安齋委員

そうしたら、市長が財政ヒアに向けてとおっしゃったので、財政ヒアに向けて、参与の考え方を伺いたと思います。

○(総務)秘書課参与

この件に関しては、まだ市長からお話なりそういった御相談も受けておりませんので、今時点としては、私は、新年度予算よりも除雪をどうするかと、まさしく、業者が決まって、ようやく今、体制が整っている状況でございます。そういったことで、そちらに現在かかっておりますので、いましばらくはそういった部分で対応していきたいというふうに思っています。

○安齋委員

そうしたら、市長、うそではないですか、財政ヒアに向けて考えを聞くというのは。思いつきでぼろりと言っただけではないですか。参与は思っていないのですよ。そして、これから除雪に向けてやっていくと言っているのですよ。伝わっていないではないですか、市長の意向。

○(総務)秘書課参与

どう言ったらいいのか、私が言うことによって市長が困られると思うのですけれども、私としては、いろいろな形で今ミーティングもやっておりますし、そういった新年度予算に向けての話合いはしております。だから、市長の考えなりは基本的に、全てではございませんけれども、こういうことをやりたいという話は聞いております。

ただ、私は、現在、除雪があったものですから、そういった形で、市長もあまり私にはそういった負荷を与えるようなことのない形で、除雪をまず頑張ってくださいというふうに言われたものですから、そういった言い方をしております。ふだんからなるべく市長とは会話を多く持とうという形で今考えていますので、そういった中での話合いは持っております。

○安齋委員

だから、その考え方をどのように実現されるのかを聞いているのです。思いつきで答えなくて、きちんと答えてください。

○市長

私自身は、そのことも含めて期待しているところでございます。参与からも話はしましたけれども、今までの中で、それについてのアドバイスを残念ながら求めきれていないところは事実だとは思いますが、それについても、これから私としては、参与からさまざまなアドバイスを聞きたいという思いを持っているところでございます。

○安齋委員

だから、そのアドバイスが何なのかと聞いているのです。一緒に公約をつくったのですよね。そのうちの一人な

のですよね。公約実現のための市政全般のアドバイザーなのですから、市長が求めたいと言っているのだったら、どういう考えがあるのですかと参与に聞いたら、参与は周産期医療についてはこういうことを考えていますとか、そういうふうに言うのが普通ではないですか。

○市長

私自身が今のお話について答えるべきことかどうかかわからないですけども、私自身も、参与の中に能力を私なりに感じているところがございます。周産期医療については、恐縮ですが、参与にアドバイスを求めようとは、残念ながら思っておりません。ただ、都度、できる限り、今、公約に掲げさせていただいているものにおいては、参与自身も確認されていると思いますし、その中で参与自身がこの分野、これなりにおいては、前にもお話ししましたけれども、思いが重なったり、これについてのノウハウをお持ちであるということがあると思いますから、今後において、それらのさまざまな、参与として対応できる分野において、よりアドバイスを求めていきたいというふうに思っております。

○安齋委員

では、その対応できる分野は何なのですか。

○（総務）秘書課参与

いろいろ市長の公約がございます。細かい話でいきますと、やはりまちづくりの問題だとか、そういった部分、今、駅舎の問題でいきますと、銭函駅のバリアフリー化だとか、そういった部分についての事業だとか、そういった部分、市街地の再整備だとか、空き家対策だとか、これはただ私が思っているだけのことですけれども、そういった分野で、当然、市長から相談なり、そういった部分があれば、そういった部分の受けるアドバイスはできるかというふうに思っています。

○安齋委員

思っていることを聞いているのではなく、どうやって考えてそれを実現させるのかというのを聞いているのです。公約実現のアドバイザー……

○委員長

その部分では、今、参与が言われたように、具現化はまだ可能ではないですが、そういう部分では思いがあるということでお答えになっています。どうぞ……

（「公約実現のアドバイザーですよね」と呼ぶ者あり）

質問を続けてください。

○安齋委員

そうしたら、まちづくりの問題というのは、何を考えているのですか。

○（総務）秘書課参与

何かすぐいじめるような質問を続けておりますけれども、何を言いたいのですか。

（「明確に答えてくれればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

明確に答えているではないですか。

（「何を明確に答えているのですか」と呼ぶ者あり）

そういわれても、現在、そういう具現化できるような状況でないので、そういう形で、だから、まちづくりも、今、小樽駅前部分も再開発しました、再々開発も当然必要になってくるだろうと、まちづくりの部分でいきますと。そういった部分は、当然、私の部分としては持っていますけれども、ただ、今、現実論として、そういった部分のアドバイスを求められる状況ではございませんから、そういった部分は今、具現化できる状況ではないということと話しているところがございます。

○市長

このたび、第 2 回定例会、第 3 回定例会、皆様から参与の任用においてさまざまな御指摘いただきました。私自身は、前にお話したように、その公約実現のために必要な人事だという考え方の下で取り組ませていただきましたけれども、さまざまな課題を御指摘いただいたところで、今後においてどのように取り扱うのかということを考えていかなければならないときだというふうに私自身は認識しております。しかしながら、任用し始めたときには、私自身がお役目についている間、できれば長い時間ずっとそういうアドバイスをいただきたいという思いを持っていたところですから、当初は、ですから、その中で、今、お話もありましたけれども、駅前広場の再開発の問題であったりとか、改善の話も公約として掲げさせていただいております。現在、今動いているバリアフリー化のお話もありましたけれども、そのような建設所管における内容においては、私としても将来的にアドバイスを求めたいという思いも持っておりましたし、公約自体に掲げていない部分においても、公園の管理であったりとか、又は今プールにおける建設の場所をいろいろ模索しているところではありますが、それと、公園における立地との関係であったりとか、それに伴う国における配慮にどのように変化があるのか、そのようなことは私以上に今まで経験されている参与のほうがある程度認識されているというふうに思っておりますので……

（「そういうこと言うから、だから、具体的にどう考えているのかって聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

ですから、これは、今、先ほど言いましたように、長きにわたって、この 4 年間の中で、できることを一つ一つ考え方を持っているので、現在は特に除排雪に対して中心に動いておりますけれども、実際に、例えばプールの建設……

（「市政全般じゃないじゃないですか、今言っているの」と呼ぶ者あり）

よろしいですか、続けて。

○委員長

どうぞ。

○市長

例えばプールをつくるという段になったときに、そのときに、その建設場所に伴うさまざまな要因、又は国とのかわり、公園等のかかわり、さまざまそのような要素が出てきたときに、私としてはそれをスムーズに進めるために、例えばアドバイスを求めるとか、将来的にはさまざまなことが御協力いただける、又はアドバイスをいただけるだろうという思いの下で、当初そのように任用させていただいたので……

（「当初ね」と呼ぶ者あり）

そうです。今は、だから、課題を抱えているという認識を持っているところです。ですから、現在は、就任していただいて、6 月 10 日からこの日まで、やはり一番大きな課題として抱えているのは、除排雪でございますし、皆様からも、1 丁目 1 番地という表現をされますけれども、私もそのようにやはり除排雪の改善というのは、住民の方々においての大変期待の大きい公約の一つだというふうに認識をしているので、まずはそれに携わっていただいているという意味合いにおいては、現在安齋委員が求めているような全般にはなっておりませんが、当初は、将来的にわたって全般にさまざまアドバイスをいただきたい、そのように考えていたところで、そのように話をさせていただき、任用させていただいたところでございます。

○安齋委員

駅舎のバリアフリー化も、市街地も、再整備もですけども、市で単独でできるわけがないではないですか。まちづくり会社だったり JR 北海道と相談していく、そういう権限のない嘱託員の参与を任用していて、それのできるのかということですよ。

当初はという話をしたので、今回、資料として、参与の任用についての議決以降の経過を出してもらいましたけ

れども、「参与の制度設計（案）N02」「参与の制度設計（案）N03」「参与の制度設計（案）N04」などありますが、この間、どういう内容で協議して、なぜ決定できないのか、それを聞かせてください。

○（総務）秘書課長

まず、10月の時点で、それぞれ4項目ということで、報酬額、職務内容、勤務時間、雇用期間という形の中で、それぞれ総務部内で中心になって制度設計をしまりました。その中で、それぞれ、報酬額、職務内容、勤務時間、雇用期間等、お互いに絡み合うという部分もございまして、今、結論が出せない状態でございます。

（「答えになっていないですよ。内容、何で検討しているのか」と呼ぶ者あり）

○委員長

いや、私としては、検討しているとは思いますが、安齋委員、視点を変えて、再度、質問を……

○安齋委員

委員長、何を検討していると思って、今、答え……

○委員長

今、この4項目。

○安齋委員

それは書いているから、わかるではないですか。参与の制度設計（案）ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4、この出している案の検討内容は何だったのかということです。

○委員長

参与の制度設計（案）ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4の部分もあわせてどう検討されているのか、答弁漏れにお答えください。

○（総務）秘書課長

制度設計案ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4という部分でございますけれども、詳細に関しては、それぞれ、今、意思の決定段階でございますので、詳しくお答えすることができない部分がございますが、それぞれ段階を踏んで、報酬額の案であったり、職務内容、一例を挙げれば、今、市政全般ということでお話をされましたけれども、市政全般という形で職務内容を設けていくか、それとも、特命的な形で職務内容を設けていくか、それに応じた中で、今、御議論いただいている勤務時間、8時50分から15時30分までという勤務時間で、ふぐあいといいますか、その部分が出てきておりますので、その部分に関して、今、検討を行っているという形でございます。

○安齋委員

次に伺いますけれども、どこがネックで、今、その検討結果が出せないのか、聞かせてください。

○（総務）秘書課長

どこがネックでという部分でございます。

4項目ということで、当初、検討材料という形になっております。それぞれ職務内容、勤務時間、報酬額等が絡み合って、今、制度の再構築、検討をしているものですから、一つこれがネックと、例えば報酬額であるとか、内容であるとかという部分というよりか、それぞれその4項目が絡み合って結論が出ていないというような形になっております。そういう意味では、どこがという部分では、4項目全てが絡み合っているのです、その4項目がネックになっているという形でございます。

○安齋委員

よくわからないですけれども、そうしたら、参与の部屋について聞きますが、参与の部屋は、今、空室で、建設部庶務課か除雪対策本部かにいらっしゃると思うのですけれども、部屋が設けられたことによって庁内でふぐあいが出ていると思いますが、どういうふぐあいが出ていますか。

○（総務）秘書課長

ふぐあいという形で、当初、部屋のスペースという部分でございます。その中で、職務的に市長の近くにという部分がございます、所属は秘書課で、執務スペースを秘書課の隣の、6月までは企画政策室の会議室兼書庫という形ございました。その中で、ふぐあいということの御質問でございますので、一つ、打合せスペース、書庫のスペースの部分を活用させていただいたという部分で、ふぐあいといいますか、一つスペースをそのような形で活用させていただいたということでございます。

○安齋委員

会議室がないということですね。

そうしたら、参与は、今、除雪対策本部か庶務課にずっといらっしゃるので、その部屋を参与の部屋としていなくてもいいのではないかと思うのですが、いかがですか、参与の部屋としたままではなくてもよろしいのかなと思うのですが、建設部特任、除雪特任で今、動いていらっしゃるのだったら。

○（総務）秘書課長

今、勤務実態といたしまして、別館5階の庶務課、それから、消防庁舎6階の除雪対策本部にスペースを設けております。この部分も、先ほど4項目ということのお話をしました。検討中という形でございますので、執務スペースの部分に関しても、その検討の方向性が出次第、スペースに関しても配慮していきたいと考えている次第です。

○安齋委員

もう一回聞きますけれども、いつまでに検討結果を出したいと思っておりますか。

○（総務）秘書課長

長引いているということは、自覚しております。その中で、ネック等の部分もございましたので、いつまでにとということのお約束はなかなか厳しい状態でございます。その中で、近いうちに方向性を出して、報告したいというふうに考えております。

○安齋委員

これは、市長の政治判断でできるわけです。いつまでに決めるとゴールを決めないと、いつまでも協議しているということになるので、市長、いつまでに決めますか、教えてください。

○市長

私自身も、今、秘書課長が話したように、なかなか結果が出ずに、皆様に報告が遅れているということに対して認識しているところでございます。しかしながら、今、課長が話したように、幾つかのネックがあって、以前にも話をさせていただいたように、第3回定例会のときに提出させていただいた内容が、議員の皆様から第2回定例会等で御指摘いただいてこちらとしては最善の手だてで対応させていただいたというふうに思っていたところがございますから、それをより改善できるところに至っていないというのは実情でございます。何にしても、できるだけ早い時期にこの参与の任用について答えを出して、皆様に対してその状況についてお伝えし、また御議論いただきたいというふうに思っているところでございます。

○安齋委員

市長の言うできるだけというのは、何か月なのですか、1か月ですか、1週間ですか、2週間ですか、できるだけ早くというスパン、定義。

○市長

恐縮ですが、やはり内容によりますので、具体的にこの日という表現はできません。

○安齋委員

この日とは言っていないくて、最大で1か月ぐらいではないとか、そういうのはないですか。

○市長

大変恐縮ですが、やはり内容によるかというふうに思います。

○安齋委員

では、今回の内容はどれぐらいかかりますか。

○市長

それを把握できれば、お伝えしているところでございます。残念ながら、それを言えていないというのは、それを明確に出せていないということだと思います。

○安齋委員

行政のトップなので、自分はこの時期に決めたいと言えば、原課がそれまでにつくって、それで判断すればいいだけなのです、市長。

では、聞き方を変えますけれども、新聞報道等では論功行賞だと言われてはいますが、なぜそう言われるのか、御認識はありますか。

○市長

新聞報道等でなのか、議員の皆様からの御指摘の言葉でなのかはあれですが、私自身はそのように感じて、考えているところではございません。

○安齋委員

もう一点聞きます。なぜ利益誘導と指摘されるのか、御認識はありますか。

○市長

それについても、先日答弁を申し上げたと思いますけれども、そのようにされている理由は、私自身はわかりません。

○安齋委員

なぜ参与についてここまで厳しく質問されると思いますか。

○市長

もともとそれについては、私自身、就任させていただいて、その任用の方法であったり、さらには、さまざま御指摘いただきましたけれども、それについて対応できていなかったというところだというふうに思っております。

○安齋委員

そのさまざまというのは、何が入っていますか。

○市長

ですから、任用に伴うその問題点の指摘を幾つかされておりましたけれども、それについて問題視されているというふうに認識しております。

○安齋委員

そこだけではないのです。堤氏個人をどうのこうのではなく、私たちが言っているのは、後援会幹部で、しかも受注業者に勤めていた方を市長のトップダウンで市の職員にする、これがまず論功行賞だろう、全国でもそうやって言われて、住民訴訟も起こされたりしているのですよ。そして、今度、論功行賞であろうと疑われている参与がかかわって貸出ダンプだったり除雪の入札の打合せをしたり、そういったことをしているのが利益誘導だと言われているのですよ。だから、そういう疑いのあるような方法はやめたらどうですかと、市長はせっかくクリーンなイメージ、しがらみのないと言っているのに、まさしくしがらみそのものだと言われるわけですよ、このやり方だと。これについて、市長、見解をお願いします。

○市長

私自身は、そのようには考えておりません。実際に、どの制度におきましても、行政の中で、それに伴う、貸出

ダンプ制度であったり、除排雪の取組においてですか、そのような御指摘がありましたけれども、それについては公平・公正性の下で実際に行われておりますので、そのように疑われることそのものが、私としては、前にもお話ししましたが、どうしてそのような話にすり替わるのか、理解していないところでございます。

○安齋委員

では、聞き方を変えますけれども、もし中松前市長が後援会の会長を参与に持ってきたら、市長は、それをしがらみと批判しませんか。

(「後援会の会長ですか」と呼ぶ者あり)

幹事長でもいいですけども、中松体制で後援会の人間を市の職員にしたら、それはしがらみだと市長は言いませんか。

○市長

私自身も今までその体質、体制についてしがらみという表現をさせていただいておりましたけれども、その都度、市長というのは、市民の皆様から民意を受けて、選挙戦をくぐってなられる方々だと思いますので、私としては、市長自身がどのように判断されるのかは、その公務の中で判断していることだというふうに思いますから、その中における何か一つの取組、一つの行動を指して、そのような指摘をすることはありません。

○安齋委員

私からの指摘だというふうに受け止めてください、これ以上言ってもだめなので。

後援会幹部の人が市の職員になることが、論功行賞だと言われるわけです。そして、その人が受注業者にいて、その人がかかわってきたものについての制度をつくっていることが、利益誘導だと思われるのです。疑われるのです。それだけ私が言っていたと、10分後には右から左でも構いませんから、今、指摘させていただきます。

◎人事異動について

人事について質問させていただきます。

まず、この前も質問させていただいたのですけれども、市長自身、来年度の人事異動についてどのようにお考えになっているか、まず聞かせてください。

(「質問が大きすぎて、どう答えればいいのか」と呼ぶ者あり)

○委員長

来年の人事異動について、市長のお考え。

(「来年の人事異動についてどう考えているか」と呼ぶ者あり)

(「どう考えているか」と呼ぶ者あり)

○市長

大変恐縮ですが、反問権がないので、どうお答えしていいのかわからないですけども、大卒でそのようにお聞きになられても、どのように答えればいいのか、恐縮ですけども、申しわけありません。

○安齋委員

済みません、大ざっぱすぎたのでしょうけれども、今年度、市長が人事異動をされて、いろいろ市政を見てこられたと思うのですが、現状、どのように今回の人事異動を評価されて、来年度、どのような視点で人事異動を考えているか、考え方を聞かせてください。

○市長

今年度における人事を行わせていただき、それぞれの職場の中で職員に一生懸命仕事に取り組んでいただいているというふうに思っております。これは前にもお話ししましたが、恐縮です、どなたか覚えていませんが、人事に完璧はありませんというお話がありましたけれども、今回、その配置をした後に、幾つか、職員の中における降任等、皆様からも御指摘いただきましたが、そのような出来事があったこともありますので、これから職員の

その取組、働きぶりはもちろんですが、さまざまな評価、また、管理職の方々からの視点、いろいろなことに鑑みながら、来年度はよりいい環境にしていきたいと思います、そのようには考えております。

○安齋委員

その視点で伺いますけれども、今回、市長の人事異動で、いろいろな部局をまたいだり、教育委員会の人事もやったりしていましたが、市長の認識として、市長の権限は市職員全ての人事に及ぶわけではなく、その範囲が法律で定められているということは御存じでしょうか。

○（総務）職員課長

そのことについては私が確認させていただきましたので、私から答えさせていただきたいと思います。

人事権ということですから、それぞれの法律に基づいて、例えば、消防であれば消防組織法、教育であれば地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これらの法律に基づいて任命権というのが定められているということがございます。ですから、基本的には、各部局の人事権というものはあるということで、ただ、例えば係長職以上ですと市長に対して同意を求めるといった協議をしなければならない、これも法律上ございますので、全てではありませんけれども、実際に市長権限が及ばない部分もあると伺いますか、そういうところは市長も認識しているということと伺っております。

○安齋委員

認識されているということですが、今回の人事異動を見ると、本当に認識されているのかというふうに疑わざるを得ない状況があります。来年度の人事に当たっては、よりよいものをつくと市長はおっしゃっていましたので、それぞれの権限を有する任命権者と事前にしっかりと協議を行って、自身の権限を越えない範囲で、法律にのっとって行われるべきだと私は思っているのですけれども、これについて、市長、確認させてください。

○市長

安齋委員がおっしゃっているとおりだと思います。

（「やるということですね」と呼ぶ者あり）

いや、ですから……

（「法律にのっとってやると」と呼ぶ者あり）

○安齋委員

次に、内申書の取扱いについて、前にも少し触れましたけれども、今、人事評価制度などをやっている中ですが、来年度の話ばかりで恐縮ですが、各部長から通じて提出された内申書、これについて昇任、異動に関する職場の上司の意見を重視して、今回、降任などがありましたから、人事異動をそういう点で行うべきと私は思っています。これについて、市長は、上司の内申について、上司の意見を重視するおつもりなのかどうか、それを聞かせてください。

○市長

おっしゃるとおりでございます。

○安齋委員

ずいぶんあっさり答弁していただけるのですけれども、市長は特に「さまざま」と言うことが多いので私は控えたほうがいいと思っているのですが、今回、さまざまな方の意見を聞いて、内申に基づかず行ったというふうになっていますよね、指摘されています、公明党の秋元議員にも。これについてはぜひやめたほうがいいと私は思っていますので、来年度、同様に、そういった事務方が作成した案をないがしろにして、さまざまな方というところで人事異動をしないというお考えなのか、伺います。

○市長

ないがしろにしているという意識は持っておりません。それと、私自身も初めて就任させていただいたというこ

ともあり、そういう意味では、さまざまな経験者からそのような話を聞くということも重要だという認識の下で、私としては取り組んできたところではございますけれども、済みません、「さまざま」を何度も使って恐縮ですが、安齋委員に限らず、人事に伴う考え方の下で、外部の意見を取り入れるというか、そのようなことというのは、基本的には抑えたほうがいいのではないかという考え方を、今日に限らず、今まで何度かそのような御指摘をいただいているかというふうに思いますので、これからにおいては、それについてはやはり慎重に考えなければいけないというふうに思っている点、そして、今お話があったように、職員のそれぞれの、管理職の方々をはじめ、そのような内部の意見を聞きながら、対応してまいりたいというふうに思っています。

○安齋委員

ないがしろにしていけないという意識を持っていることが、私はないがしろにしていると思っているので、自覚されたほうが良いと思います。

◎副市長の選任について

明確な答弁をいただいたので、これ以上質問しませんけれども、最後に、副市長の部分でいろいろと質問があったと思いますが、現時点での副市長への取組、市長はどのように今動いておられて、実際、副市長についてどうなっているのですかということです。

○市長

鋭意努力をしているとしか今は言いようがないということで、ほかの方からも御指摘いただいていますけれども、恐縮ですが、その答弁で御理解いただければと思います。

○安齋委員

これでいきなり何か知らないところから名前が出てきたりしないようにしていただきたい、慎重に選んでいただきたいと思います。私としては、市長一人で動くよりも、いろいろな方の御協力を得てやるべきだと思っています。

最後に、今回の質問に当たりまして、資料がないとなかなか質問をつくれませんという話をさせていただいたのですが、その資料が全然、理事会が始まる前にも来なくて、その質問の、質問取りというのを今、午前中にやるのですけれども、それすらもできない状況で、全く皆さんにも、どういう質問するかもお伝えできませんでした。より明確な議論、議論を深めるためには、ある程度こちらも譲歩しているのに、そういった資料を何も出さないでというようなやり方はぜひやめていただきたいなと思います。また、どのような質問が来るのかわからない状況で市の職員が答弁するというのも大変でしょうから、お互いきちんと歩み寄って質疑、議論をしたいと思いますし、参与におかれましても、私が厳しく言っているのは、本当に具体的な答弁が全然出てこないからなのですよ。きちんと答えてくれないとわからないではないですか、まちづくりのこと考えているといっても、どう考えて、それで市政の全般のアドバイザーだと言っているのかとか、そういったところをぜひきちんと丁寧に、市民の皆様にかかれた市政と市長が言っているのですから、私たちが市民ですし、私の周りの人にも市民がいて、その人に話をするときにも何もできないのですよ、丁寧ではないから。そういったところをぜひ気をつけていただきたいと思います。

○委員長

新風小樽の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

済みません、委員長に申し上げますが、通常であれば、この時間は、いったん休憩をとる時間帯です。それから、参与におかれては、15時30分までが勤務時間です。ですから、私としては、大変申しわけないのですが、参与が退席する時間をもっていったん、私の質問時間は途中ですけれども、休憩をとってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○委員長

それでは、濱本委員の質問時間は、参与の就業時間、3時半を目途として、質問を行い、3時半からは、いったん休憩にしたいと思います。委員の皆さん、よろしく願いいたします。

○濱本委員

済みません、これはしっかりと会議録に残るものですから、私からの休憩の申出ということで処理してもらいたいと思います。休憩の申出があつて、委員全体が同意して、賛成したという扱いにしておいてもらいたいと思います。よろしいですか。

○委員長

それでは、委員の皆さん、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○濱本委員

市長には、公務が本当にお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。議会对応も、市長の公務の中の大事な職務でありますから、そのことを御理解いただきたいと思います。

また、参与におきましても、市長の公約実現のために政策アドバイザーとしていろいろお忙しい中、申出に沿って御出席いただいたということに感謝を申し上げます。

◎参与について

さて、一番初めに申し上げたいことは、昨日、一昨日と、委員会審議を通して市長の市政執行が利益誘導に当たらないかということを上申してきました。うちの会派の中村吉宏議員もそうですし、私もそうです。市長は、そのようなことはありませんというふうにお答えになっているのですが、私も、昨日、家に帰ってからいろいろ考えたのですが、どうも100パーセント払拭できません。

それで、幾つかの事実関係について確認させてもらいたいと思います。前にも若干確認させてもらったことがありますけれども、改めて確認させてください。それは、一つは、参与と道都総合事業協同組合の荒木氏との関係ですが、堤参与と荒木氏の最初の接点はいつなのか、お答えいただきたいと思います。

○（総務）秘書課参与

相当昔です。私が用地第2課かどこかの係にいたときに、たまたま荒木氏が市の指名業者でしたので、そういった関係で、私、直接ではないですけれども、たまたま補償の絡みの中で現場に行ったときに、荒木氏がその現場の施工業者という形で来ていたということが発端でございます。

○濱本委員

それでは、別な聞き方をさせてください。

道央環境土木運送事業協同組合が設立されたのが、平成9年です。このとき、一部にありましたけれども、某雑誌にいろいろなことが書かれていました。その中に、この道央環境土木運送事業協同組合の当時の専務理事が荒木和廣氏だというふうに書かれています。この当時、9年度ですから、参与は土木部土木事業所長で、雪を扱っていたと思います。当時は荒木専務理事ですけれども、お会いしていたことはありますか。

○（総務）秘書課参与

私、少し記憶が定かでないですけれども、彼自身は一回会社を解散して、一応、建設事業から一回撤退しているのではないかと考えています。それ以後に、言うなれば、有志の皆さんというのですか、友達の皆さんだと思っておりますけれども、そういった中での組合を発足させてという形でいた当時、私が事業所長でいたときの部分で、接点はそういった部分でございます。

○濱本委員

ですから、参与が土木事業所長のときに、荒木氏が道央環境土木運送事業協同組合の専務理事で、当然、このと

き、もう貸出ダンプをやっていますから、ですから、貸出ダンプの担当だったと思うのです、今で言えば雪対策課のところですから。そういう意味では、事業者といわゆる行政職として接点がありましたか。

○（総務）秘書課参与

その当時、まさしく今、道央環境土木運送事業協同組合、そういった形で、たまたま小樽運送事業協同組合という会社がありまして、その次に小樽トラック協同組合と、2社の組合があった中で、3社目ということで、私の時代に道央環境土木運送事業協同組合が参入したという状況でございます。

（「答えになっていない」と呼ぶ者あり）

ですから、その部分でのつき合いといいますか、仕事上のつき合いはございました。

○濱本委員

そうやって言ってください。業務上の接点があったというふうに言っていたら、大変助かります。

それをまず確認させてもらいました。

次に、これも前に若干聞いたかと思うのですが、参与は、森井ひであき後援会で、今回の参与の就任に当たっての新聞記事の中で、幹事長代行職だったという報道がありました。それはたしか正しかったというふうに私は認識しておりますけれども、間違いありませんか。

○（総務）秘書課参与

ええ、私が就任して間もない議会で、濱本委員から御質問がありまして、その当時、私、1か月ですけれども、幹事長代行という形で後援会に属していたということは、その時点で話をさせてもらいました。

○濱本委員

平成23年3月に参与が退職されて、森井市長は23年4月、もう当然、市長選挙にも出ていらっしやった。退職した後、参与は、森井市長の今回ではなく、前回の選挙をお手伝いされていたのか、また、選挙が終わった後も、当然、もりい秀明後援会は存続していましたので、その後援会で何かしらの応援をする仕事みたいなことをやっていたのか、その点についてはいかがですか。

○（総務）秘書課参与

前にも、そのお話をされたと思います。前々回のときの選挙は、私、市の職員で、公務員でしたので、選挙期間中はもとより、それはしておりませんが、一つの支持者として森井氏を応援していたというのは事実でございます。ただ、公務員ですので、活動は控えさせていただきました。それ以後、私、役所を退職してから民間に就職したわけですが、私、その時点では後援会には属していません。後援会の大きな集まりには出ていたけれども、役員としては、私、そのときはまだかかわっておりません。

○濱本委員

たぶん、平成23年の選挙のときも、荒木氏は、もりい秀明後援会の中で中枢にいたというふうに私は認識しておりますけれども、今、後援会の大きな会合などには出たことがあるというお話でしたが、その場面でも、要は、荒木氏と接触はあったということですね。

○（総務）秘書課参与

接触という言い方はあれですが、昔から知っておりますので、当然、そういった中で会えば、話もしますし、会話も交わすという仲でございます。

○濱本委員

別にどうのこうの言うつもりはなく、事実関係だけを確認させてもらいました。要は、参与は、そういう部分で相当昔から荒木氏と面識があり、仕事上の行き来もあり、退職した後も、顔見知りだからということであつたというふうに理解しておきます。

それと、先ほど、安齋委員の質問の中で、少し気になることがあつたのです。市長の答弁では、現行の除排雪の

6 ステーション体制が、4 ステーション体制からたしか6 ステーションに変更になったと思うのですが、その変更になった時点で、現在の堤参与がその変更にかかわっていたという答弁をされたと思うのですが、それは私の聞き間違いですか。

○市長

そのときに直接その担当課だったかどうかというのは、恐縮ですが、今定かではありませんが、当時のときに雪に対しての対応は、御存じでしたでしょうから、その変化においては御存じであったというふうに私は認識をしていたところでございます。

(発言する者あり)

○濱本委員

市長、いいかげんな答弁はだめです。事実誤認の答弁はだめです。今の6 ステーションの体制が実施されたのは、平成18年度からですよ。ということは、その前年、前々年から新体制を組んだとしても、18年の前年、17年、16年、16年に堤参与がどこにいたかという、建設部用地管理課用地課長ですよ。無理でしょう、そんなもの。新しい体制の構築、制度設計にかかわっていないのですよ、堤参与は。参与、間違いありませんか。

○(総務)秘書課参与

事実関係でいきますと、かかわっておりません。

○濱本委員

ということです。市長、先ほどは、安齋委員の質問に対して、安齋委員が、危機状態のときの実績がある、平時の実績うんぬんと言ったときに、いや、平時のことについては、4 ステーションから6 ステーションの制度設計にかかわっていたという答弁をしたのですよ。それは事実誤認ですから、訂正するか、若しくは、私は、聞き間違いだったら訂正するとかと簡単に言ってもだめなのですが、確認してもらいたいぐらいなのですが、まずいと思いませんけれども。

○市長

大変恐縮ですが、私はそのように認識をしていたところでございます。

(「認識していて、事実と違うの答弁していたら終わっているしよ。何のやりとりだったんですか、したら、ここ。おかしいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

市長、事実誤認があつて、そういう認識と言ったら、そうおっしゃったら、市長が恋い焦がれて連れてきた参与ですよ、その参与の、簡単に言えば、職歴、経歴、何をやってきたかということを全然理解していないということになるではないですか。それは、大事なことではないですか。自分の政策アドバイザーです、右腕ですと言った人間の経歴すら満足に覚えていない、何の仕事をしてきたかすら覚えていないと言ったら、変ではないですか。訂正するなら正式に訂正してどこが間違っていたか明確にここで会議録に残るように訂正しないと、まずいですよ。

(「僕の答弁も変わってきますからね」と呼ぶ者あり)

○市長

私は、先ほど安齋委員とやりとりをしたそのように考えて答弁したところでございます。

(「何言っているのですか、それ。おかしいでしょう。委員長」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

それで、そうやって錯誤がありましたというだけで本当に済むのかどうか。明確に、例えば、前質問者の答弁のときに、私に答弁の錯誤がありました、訂正をお願いしますということであれば、その答弁を受けてまた質問しているわけです。そこもまた変わる可能性も十二分にあるわけですよ。重大な話です。今どうのこうのしろとは何とも言えないですが、委員長、判断してもらいたいですね。

○委員長

私から市長に申し上げます。

ただいまのことについては、参与はかかわっていない、これは事実でございます。また、市長も、そういう思いでいたということも、確かにそういうことだと思えます。ただ、ここで事実になったことが確かであれば、市長については、その言葉については、正しいお言葉に私は直すべきだと考えております。このことについて、市長のお考えを求めます。

（「だんだん時間なくなるじゃないか」と呼ぶ者あり）

（「参与、もう出ないとだめだ」と呼ぶ者あり）

（「うん」と呼ぶ者あり）

（「参与、退室だよ」と呼ぶ者あり）

（「委員長、ちょっとお願いがあります」と呼ぶ者あり）

○委員長

濱本委員。

○濱本委員

市長の今のことに対する答弁は、保留にしてください。まだ参与に聞きたいことがあるので。

参与の任期は、3月31日までです。基本的には、そこで完結することが前提です。にもかかわらず、市長は、まだその先もある、4年間あるみたいな答弁を先ほどされていました。

（「いや、それは言っていないですね」と呼ぶ者あり）

（「言ったって」と呼ぶ者あり）

それも言いました。それで、そのことを前提にしながら、参与、私は、参与に、第3回定例会か第2回定例会かわかりませんが、参与には当然コストがかかっているし、政策アドバイザーとしてのプライドもあるでしょう、職務を果たしてもらいたいということも言っていました。それは、成果としてきちんと出してくださいねということをやっていました。今回、要求資料として、業務日誌という形では見せてもらいました。それから、アドバイスの内容も見せてもらいました。釈然としないところも多々あります。もう時間がないので、参与には大変申しわけないですが、一般の嘱託員とは私は違うと思っていますので、何かの機会にまた出席をお願いして、確認させてもらうことがあろうかと思っておりますので、もう時間がないので言いますが、次回またお呼び立てすることがあろうかと思っておりますが、その節にはぜひとも、喜んでとは言いませんけれども、万難を排して出席していただきたいということを、市長にもお願いしたいと思っております。市長に答弁。

○委員長

それでは、市長……

（「市長だよ」と呼ぶ者あり）

御答弁。

（発言する者あり）

今の参与についての。

（「参与の出席」と呼ぶ者あり）

○市長

出席……

○委員長

次回についても。

（「参与に聞くことじゃないでしょ。判断できるでしょ」と呼ぶ者あり）

○市長

今後においても、その業務内容に伴う御質問等がある場合には、その出席要求に応えられるように、鋭意努力してまいりたいと思います。

○委員長

参与が退席いたします。少々お待ちください。退席してから、休憩に入ります。

(「休憩の前にちょっと僕も一言言いたいですけれども、全然違うじゃないですか、答弁。やり直してもらわないと。これ決着つけないと」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

安齋委員、整理するから、少し待ってください。

(参与退室)

それでは、いったんここで休憩いたしますが、議事について、安齋委員から、市長の答弁に食い違いがあるのではないかと、そういうこともありますので、この休憩中、議事の整理をしたいと思います。

休憩 午後 3 時 32 分

再開 午後 6 時 37 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

濱本委員の質疑の途中であります。本日はこの程度とし、明日は午前10時から、引き続き濱本委員の質疑を行いたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。